

動植物検疫における国際ビジネス機対応について

平成26年9月4日

農林水産省

「CIQ業務権限の都道府県への移譲」について

➤ 動植物検疫

- 動植物検疫は、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫が、我が国に侵入及びまん延することを防ぐため、家畜伝染病予防法や植物防疫法等関係法令に基づき実施。
- 農林水産省に家畜防疫官及植物防疫官を置き、全国の空海港で、海外から輸入される動物や畜産物、植物の水際検疫を実施。

➤ 国の責務として実施しなければならない理由

- 伝染病や病害虫等(口蹄疫、ミカンコミバエ、狂犬病等)は、一旦侵入すると県域を超えて急速に全国に拡大し、家畜や農作物に甚大な被害を及ぼす。伝染病や病害虫の侵入防止は、全国の農畜産業の生産基盤や国民の生命の保護の観点から、国が実施すべき。
- 動植物検疫措置は、国籍を問わず、全ての動物・畜産物・植物等の輸入者に検査を義務づけ、検査結果に基づき個人の所有する動植物等を廃棄・消毒させる等、個人の権利を強制的権限を持って規制する公権力の行使。
- 全国で同等の検査能力・均一な検査水準に基づき、斉一的に検査を実施する必要。

➤ 現行体制での確かつ効率的に動植物検疫を実施

- 非常駐の空港については最寄の官署から出張し、国際ビジネス機を含む、全ての国際旅客便について現行体制で臨機応変に対応。
- 平成26年度には、有明佐賀空港対応のための防疫官2名を含む、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところ。
- 今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応。

動物検疫関係法令

- 動物検疫：家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
感染症法（平成10年法律第114号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- 植物防疫：植物防疫法（昭和25年法律第151号）

➤ 家畜伝染病予防法（抜粋）

（法律の目的）

第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下、同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。
（輸入検査）

第四十条 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物について、原状のまま、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。（略）

（家畜防疫官及び家畜防疫員）

第五十三条 この法律に規定する事務に従事させるため、農林水産省に家畜防疫官を置く。

➤ 植物防疫法（抜粋）

（法律の目的）

第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

（植物防疫官及び植物防疫員）

第三条 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

（輸入植物等の検査）

第八条 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六条〔輸入の制限〕第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。